

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公開番号】特開2000-314637(P2000-314637A)

【公開日】平成12年11月14日(2000.11.14)

【出願番号】特願平11-124362

【国際特許分類第7版】

G 0 1 C 22/00

A 6 1 B 5/22

【F I】

G 0 1 C 22/00 W

A 6 1 B 5/22 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月5日(2004.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歩行時の消費エネルギーを演算する方法において、歩行の消費エネルギー定数と年令定数から求められる年令考慮消費エネルギー係数と、体重と、歩行時の歩数係数とから歩行時の消費エネルギーを演算する消費エネルギー演算方法。

【請求項2】

前記歩数係数は、歩行したトータル歩数を100で割った係数とすることを特徴とする請求項1に記載の消費エネルギー演算方法。

【請求項3】

前記年齢考慮消費エネルギー係数は、性別による歩行時のエネルギー定数と、性別別で一定の年齢区分毎に設定した定数とから求めることを特徴とする請求項1または2に記載の消費エネルギー演算方法。

【請求項4】

性別、年齢および体重を入力する入力手段と、歩行時の歩数を入力する歩数入力手段と、年齢考慮消費エネルギー係数を記憶する記憶手段と、前記入力手段からの性別と年齢から年齢考慮消費エネルギー係数を決定し、決定された年齢考慮消費エネルギー係数と入力手段から入力された体重および歩数入力手段からの歩数とから消費エネルギーを演算する演算手段と、演算された消費エネルギーを表示する表示手段とを備えたことを特徴とする消費エネルギー演算装置。

【請求項5】

前記歩数入力手段は、歩数を検出する歩数センサーからなることを特徴とする請求項4に記載の消費エネルギー演算装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

図1は、本発明を適用した歩数計の外観図であり、歩数計本体1には表示部2を設け、こ

の表示部 2 の下部には電源スイッチ 3 と、体重の個人データを入力する設定モード、合計歩数値を表示する歩数表示モード、消費エネルギー値を表示する消費エネルギー表示モードの 3 つのモードを切り替えるモード釦 4、データを入力するときに使用するアップ釦 5 及びダウン釦 6、入力データを確定する設定釦 7 を設ける。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

ステップ S 8 の消費エネルギー表示モードにおいて、モード釦 4 が押されると設定モードになる。この設定モードになると、歩数計本体 1 の右側に記載されている "設定" の文字に対応する位置にある表示部 2 の三角指示マークが表示される (ステップ S 1 2)。次にモード釦 4 が押されたか否かを判断し、押された場合は通常の歩数表示モードに戻り、押されていない場合は実際に設定が行われる状態になる (ステップ S 1 3)。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 7】

また、本発明は歩行時間ではなく、歩数から消費エネルギーを求める歩行係数を用いて消費エネルギーを演算するので、歩行開始や歩行終了の操作もいらず、歩行停止が幾度も繰り返されても演算結果に誤差が出ないようになるうえ、一般の運動者でも運動強度、歩行速度に係りなく簡単に消費エネルギーを求めることができる。